

大阪府社会福祉事業団職員互助会
福利事業（OSJコミュニケーションイベント）開催要綱

（平成26年4月1日制定）

（目的）

第1条 大阪府社会福祉事業団職員互助会会員相互のコミュニケーションを図るとともに福利を増進するため、毎年度1回以上OSJコミュニケーションイベントを開催する。

（参加対象）

第2条 参加対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）申込み時および参加時に互助会の会員の資格を有しているもの

（2）（1）に該当する会員の配偶者及び小学生以下の子、孫。但し、上限を2名とし、かかる費用のうち会が負担する額については、その都度運営委員会で決定するものとする。

（3）その他会長が特に必要と認めたもの

2 参加対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（イベント内容）

第3条 イベントの開催時期及び場所等は、運営委員会で決定するものとする。

（参加募集並びに制限）

第4条 イベント開催の年度当初より、各施設の互助会運営委員が、互助会員に対し案内を回覧・配付し周知徹底を図り、希望者を募るものとする。

2 申し込みは、各施設の運営委員で取りまとめ、互助会事務局に電子メールにより報告するものとする。

3 イベント参加は、直近の第2条第2項に定める期間において、会員一人あたり1回限りの参加とする。

4 募集人員はその都度運営委員会で決定するものとする。

5 施設長は、申込みの人数が業務に支障を及ぼすと認めた場合は、希望者の制限を行うことができる。

（職務免除の範囲）

第5条 イベントを手伝う運営委員の必要な時間のみ、業務に支障の無い範囲で就業規則第2条に規定する「職務専念の義務」免除とする

（「職務に専念する義務の特例に関する要綱」第2条第2号による）

（その他）

第6条 不参加会員に対する代替措置は講じない。

2 会場等や集合場所までの交通費は会員の自己負担とする。

- 3 この要綱に定めがない事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。